



- ・将来の介護サービスについて**不安**
- ・介護サービスを**利用したい**
- ・介護について**相談したい**

## 社会福祉法人 白川直会会

本法人は、指定介護老人福祉施設、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援、生計困難者レスキュー事業の5つの事業を行っています

**指定介護老人福祉施設 るり苑**

**指定短期入所生活介護事業所 るり苑**

**指定通所介護事業所 るり苑**

**指定居宅介護支援事業所 るり苑**

### 【お問い合わせ】

〒861-8010 熊本市東区上南部1丁目16-36

**096-388-2121**

FAX 096-388-2139

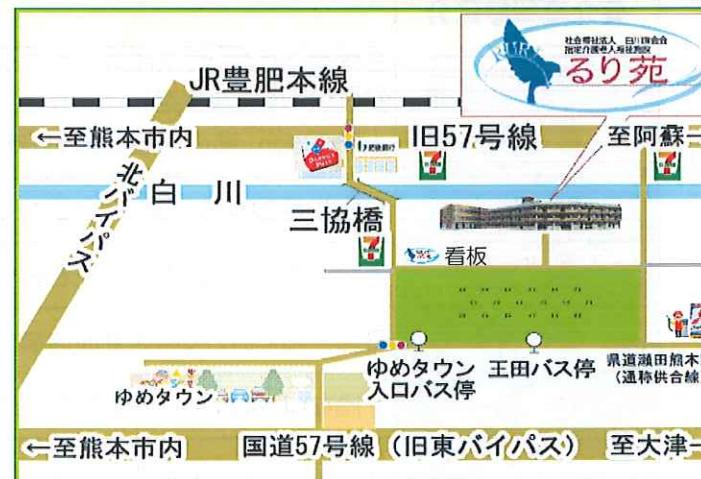
お気軽に見学・相談・  
お問い合わせ下さい!

メールでお問い合わせ

URL <http://www.rurien.jp>  
E-mail naoraikai@rurien.jimusho.jp



そんなときは、  
**るり苑**  
ケアマネジャーへ  
ご相談ください



介護のことでの  
悩んでいらっしゃいませんか?

一人きりで、  
苦しんでいらっしゃいませんか?



どうぞ、  
わたくしたちにご相談ください。

いつも、いつでも、  
あなたのそばに

社会福祉法人 白川直会会

**指定居宅介護支援事業所  
るり苑**

## 業務内容のご案内

ご利用者様の願う生活が営めるよう

ご利用者様一人一人に応じたケアプランを作成いたします

◆要介護認定の申請代行

◆ケアプランの作成

◆介護サービス事業所や医療機関との連携

◆福祉用具や住宅改修の提案

◆介護に関する相談・助言

## 介護サービス利用対象となるのは?

■65歳以上の方(第1号被保険者)

原因を問わず、介護や日常生活の支援が必要となった場合に認定を受けた方

■40歳から64歳未満(第2号被保険者)

16種類の特定の病気により、介護や日常生活の支援が必要となった場合に認定を受けた方

## どんなさいな事でも、まずはご相談ください。

居宅介護支援事業所を利用するにも、『要介護認定の申請手続き』が必要になります

ご相談を受けた上、ご本人、ご家族に代わりに色々な手続きを代行いたします

お気軽にお問い合わせ下さい

## 利用料金

全額、介護保険からの給付になりますので、居宅介護支援事業所への自己負担はございません

## ご利用時間

月曜日から土曜日 午前8時30分 から 午後5時30分

## 介護認定の申請から、介護サービスが受けられるまで



①要介護認定の申請



②認定調査・主治医意見書



③審査判定



④認定



⑤介護サービス計画書の作成



⑥介護サービス利用の開始

## 要介護状態区分

要介護状態区分	身体の状態
要支援1	日常生活においてほぼ自分で行うことが可能であるが、立ち上がりなどに何らかの支援を要する状態
要支援2	上記のほか、薬の内服などの日常生活に、何らかの支援が必要な状態
要介護1	日常生活動作のうち歩行などに、部分的な介護が必要となる状態
要介護2	上記に加え、移動や衣服の着脱などの日常生活動作に、介護が必要となる状態
要介護3	日常生活においてほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態

軽

重